

仕 様 書

以下、下関市を「甲」本業務の受託者を「乙」とする。

1 業 務 名

下関市衛生検査センター下水道排出水水質測定業務

2 業務目的

本業務は、下関市衛生検査センターから公共下水道への排出する排出水の水質について、下水道法に準拠した水質測定を定期的実施し、排水の水質を把握することを目的とする。

3 業務場所

下関市衛生検査センター（下関市保健部試験検査課）
下関市武久町二丁目 6 番 1 号

4 実施期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで

5 業務内容等

（1）業務内容

公共下水道除害施設からの排出水の採水及び水質測定

（2）測定項目及び測定回数

別記水質測定項目及び測定回数一覧による。

（3）測定方法

測定方法は、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 3 7 年 1 2 月 1 7 日厚生省建設省令第 1 号）による。

（4）その他

測定機器は、校正された適正なものを使用する。

6 協議

本業務の遂行に当たっては、乙は甲と十分な協議をするものとし、若干の仕様変更については、柔軟に対応すること。

7 成果品

・計量証明書	A 4 版	1 部
・測定及び分析状況写真	A 4 版	1 部
・その他資料	一式	

8 その他

- （1）仕様書に定めのない事項については、契約図書及び甲の指示に従うものとする。
- （2）乙は、次の事項に留意の上、業務を行うこと。
 - ① 関係法令、規則等諸法令を遵守すること。
 - ② 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
また、そのために十分な経験を有する技術者を配置すること。
 - ③ 業務の実施にあたり契約図書及び甲の指示に従い、委託業務の意図・目的を十分理解した上で、最高の技術を発揮するよう努めること。
- （3）参考事項：除害施設は、自動 pH 調整をバッチ処理で行う。
- （4）測定月のそれぞれについて業務を完了したときは、その都度成果報告書を遅滞なく甲に提出すること。
- （5）しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は別紙 2 特記仕様書（環境編簡易）のとおりとする。
- （6）下関市暴力団排除条例による措置については、別紙 3 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。